

輪島市地域防災計画

事故災害対策編

令和元年8月修正

輪島市防災会議

沿 革

旧輪島市

昭和41年 7月15日作成
昭和48年 6月29日改正
昭和50年 6月28日改正
昭和52年 6月30日改正
昭和54年 7月 6日改正
昭和55年 8月13日改正
昭和56年 9月 3日改正
昭和58年 9月 3日改正
昭和59年 6月22日改正
昭和60年11月 5日改正
昭和61年 7月 5日改正
昭和62年 8月 6日改正
昭和63年10月27日改正
平成 元年12月25日改正
平成 4年 2月17日改正
平成 5年10月20日改正
平成 6年11月30日改正
平成 8年 3月 5日改正
平成14年 3月20日改正

旧門前町

昭和37年10月 1日作成

平成 9年10月 5日改正

合 併

平成18年 2月 1日 暫定輪島市地域防災計画
平成18年10月12日改正
平成23年10月 4日改正
平成25年 3月25日改正
平成26年 1月24日改正
平成29年 2月21日改正
平成30年 8月10日改正
令和 元年 8月 9日改正

輪島市地域防災計画（事故災害対策編） 目次

第1章 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1節 基本方針	1
第2節 災害予防対策	2
第3節 災害応急対策	3

II 油流出等防除対策計画

第1節 基本方針	7
第2節 災害予防対策	8
第3節 災害応急対策	10

第2章 航空災害対策計画

第1節 基本方針	14
第2節 災害予防対策	15
第3節 災害応急対策	16

第3章 道路災害対策計画

第1節 基本方針	20
第2節 災害予防対策	21
第3節 災害応急対策	22

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 基本方針	26
第2節 危険物等の定義	27
第3節 災害予防対策	28
第4節 災害応急対策	30

第5章 大規模な火事災害対策計画

第1節 基本方針	34
第2節 災害予防対策	35
第3節 災害応急対策	36

第6章 林野火災対策計画

第1節 基本方針	39
第2節 災害予防対策	40
第3節 災害応急対策	42

第1章 海上災害対策計画

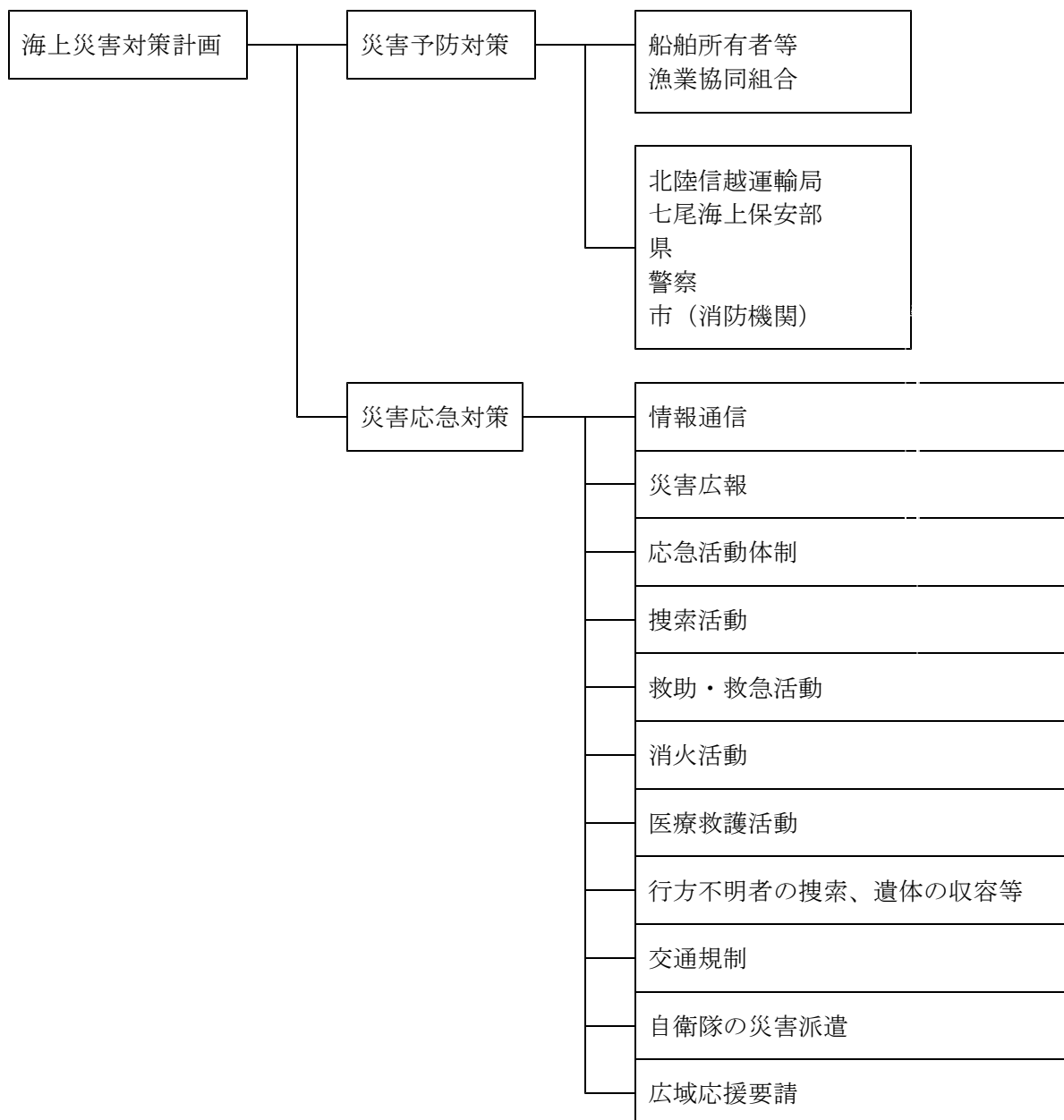
I 海難対策計画

第1節 基本方針

総務部、産業部、建設部、輪島警察署、七尾海上保安部

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防及び応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

総務部、船舶所有者、漁業協同組合、七尾海上保安部
輪島警察署、消防機関

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を次のとおり実施する。

◎ 実施事項

1 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について、周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力の整備に努める。

2 北陸信越運輸局、七尾海上保安部、県、警察、市（消防機関）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡等を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について、周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 北陸信越運輸局、七尾海上保安部は、次の(ア)から(ウ)の事項に留意して随時実地検査等を行うとともに漁業協同組合、船舶所有者、船長等に対して、次の(エ)から(ク)などの適切な指導を行う。

ア 海技従事有資格者の乗船確認

イ 無線従事有資格者の乗船確認

ウ 救命器具、消火器具等の設備の確認

エ 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信設備の整備

オ 気象状況の常時把握を適正な伝達体制の確立

カ 船舶職員の養成と資質の向上

キ 小型漁船の集団操業の励行を相互救護体制の強化

ク 海難防止に対する意識の高揚

第3節 災害応急対策

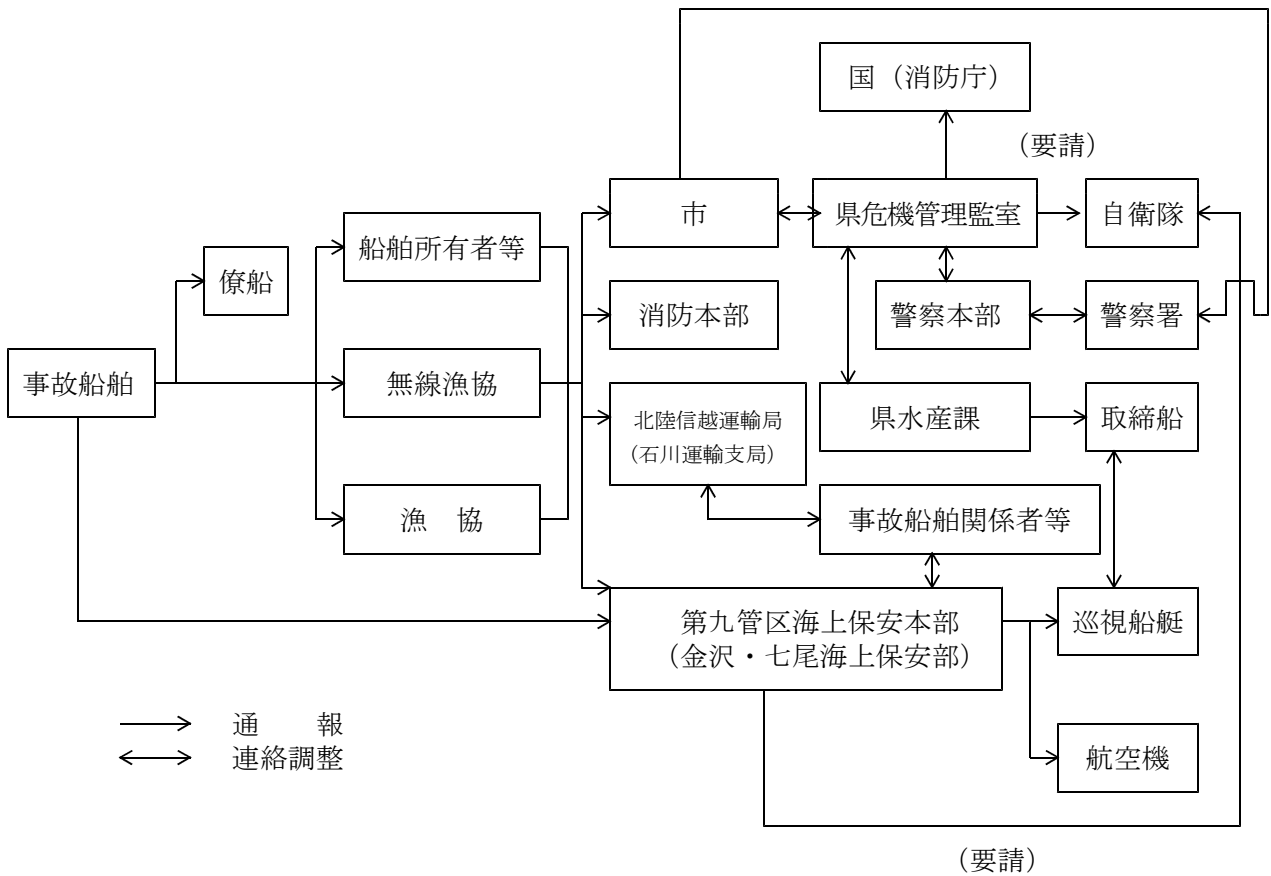
総務部、健康福祉部、産業部、建設部、船舶所有者等
漁業協同組合、輪島警察署、七尾海上保安部、消防機関

1 情報通信

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

海難発生時の広報は、一般災害対策編第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北陸信越運輸局、七尾海上保安部、県、警察、市（消防機関）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対し次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じての広報、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置する。

4 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

5 救助・救急活動

海難発生時における救助及び救急活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 七尾海上保安部

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行う。

イ 海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行う。

ウ 必要に応じて民間救助組織等と連携する。

(2) 市

ア 市は、遭難船舶を認知したときは、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、輪島市地域防災計画に基づき、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(3) 警察

警察官は、救護の事務に関して市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を行う。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関への連絡にあたる。

6 消火活動

海上災害時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項（海上保安部、消防機関等）

(1) 七尾海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

(2) 七尾海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に対して応援を要請する。

(3) 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

(4) 発災現場以外の市町は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。

(5) 領海内における船舶等の火災については、昭和43年3月29日に海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携に関する覚書」に基づいて対処する。

7 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索、遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、市等各関係機関が、法令の定めるところによるほか七尾海上保安部と連携、協力し、一般災害対策第3章第12節「救助・救急活動」及び第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

10 自衛隊の災害派遣

海難発生時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

11 広域応援要請

市及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

II 油流出等防除対策計画

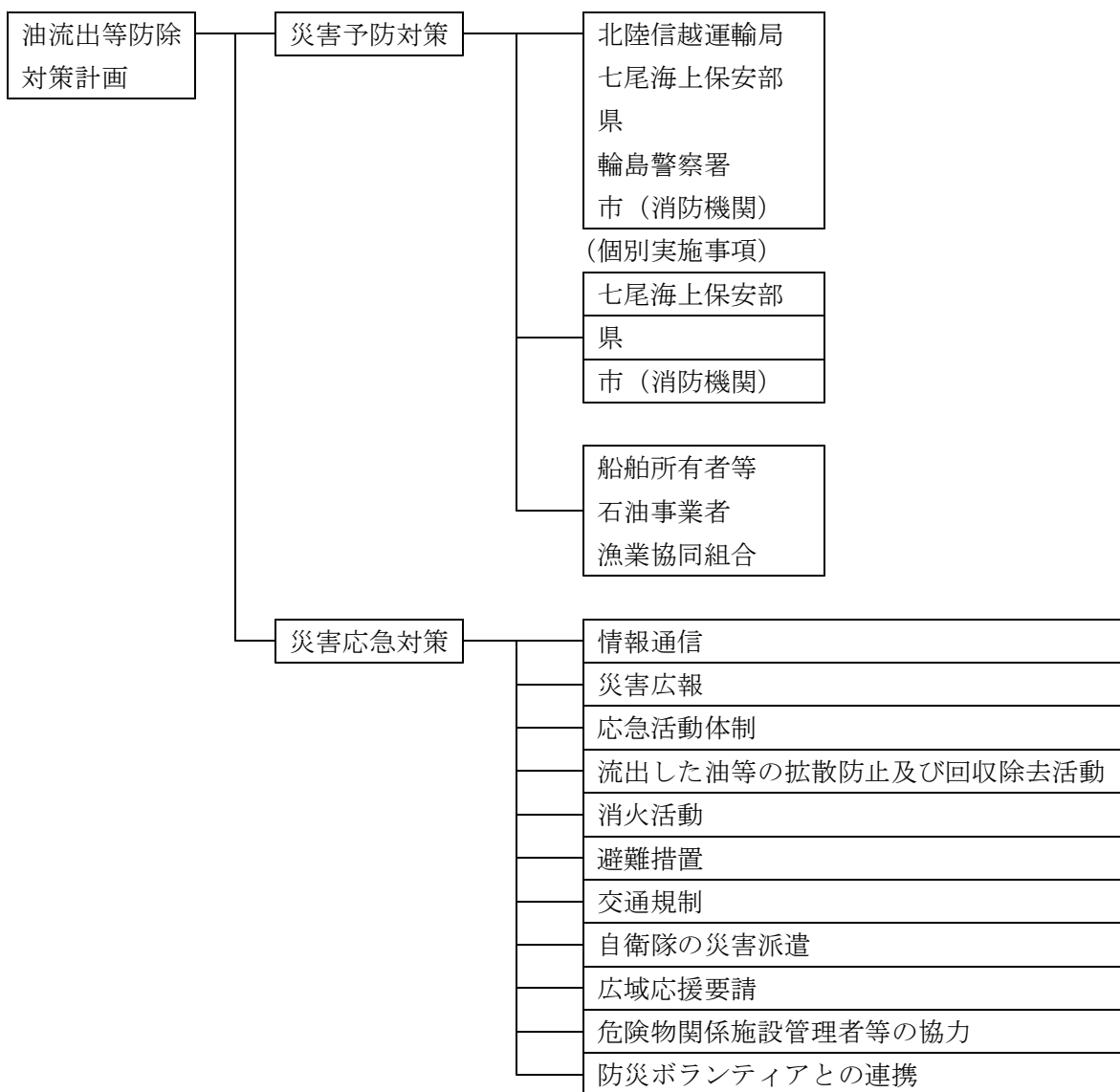
第1節 基本方針

総務部、産業部、建設部、七尾海上保安部

タンカー等船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶から油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又発生するおそれがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

また、流出油防除措置については、本計画の定めるところによるもののほか、「石川県油流出事故等災害対応要綱」に準じて実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

総務部、産業部、七尾海上保安部、県、輪島警察署
船舶所有者等、漁業協同組合

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、次のとおり必要な予防措置を実施する。

◎ 実施事項

1 関係行政機関の共通実施事項（北陸信越運輸局、七尾海上保安部、県、警察、市〔消防機関〕）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡等を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別実施事項

- (1) 七尾海上保安部
 - ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - イ 七尾海上保安部管内に設置されている排出油等防除協議会の活動を推進する。
 - ウ 防災に関しての関係機関、報道機関等との緊密な連携をとり、海上災害防止思想の普及に努める。
 - エ 海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー、危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。
- (2) 北陸信越運輸局（石川運輸支局）
 - ア 船舶への立入り検査等により、船舶の安全性を確保する。
 - イ 船舶油濁損害賠償補償法に基づく補償契約情報を確認する。
- (3) 県
 - ア 市町の油流出等対応要綱等の策定及び必要な資機材の備蓄について指導を行う。
 - イ 市町等の港湾及び航路の計画及びその施行に関して、防災上留意すべき事項を指導する。
 - ウ 市町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を行う。
- (4) 市（消防機関）
 - ア 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。
 - (ア) 荷役は、油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行う。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策の実施、化学消火薬剤等の配備
 - (エ) 立入禁止及び火気厳禁の表示の徹底

イ 入港船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

(5) 施設管理者

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁、その付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物の荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

3 船舶所有者、石油事業者、漁業協同組合

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における油流出等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

(3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。

(4) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 実施事項（航行船舶、旅客、地域住民等への広報）

関係機関は、報道機関を通じての広報、広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出等災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

◎ 実施事項

(1) 事故の原因者等

直ちに七尾海上保安部に通報するとともに、速やかに排出油の防除活動を実施する。

(2) 七尾海上保安部

ア 巡視船艇等により速やかに、流出油の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ 防除措置義務者（事故の原因者等）が、流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命じるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。

エ 緊急を要し、かつ必要と認められるときは、海上災害防止センターに対して流出油防除のための必要な措置を講ずるよう指示する。

オ 排出油等防除協議会等の関係機関に対して、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について、必要に応じ、総合調整本部を設置し、情報の共有を図るとともに、会員がそれぞれの立場に応じて実施する会員の防除活動を連携の上、迅速かつ的確に実施できるよう調整を行う。

カ 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等、防除作業の実施に必要な事項及び損壊箇所の修理等の被害拡大防止に必要な事項を指導する。

キ 海上保安庁長官は、関係行政機関の長又は関係地方公共団体（法務局を含む。）の長、その他の執行機関に対し、海洋の汚染を防止するための必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 県、市（消防機関）

ア 県は、流出油の規模、浮流及び漂着予想等を踏まえて、速やかに県としての対応レベルを決定する。

イ 県は、ヘリコプター、船舶等による流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供する。

ウ 県及び市は、流出油等の海岸への漂着に対処するため、関係機関と協力の上、環境モニタリング、漂着油の除去等、必要な措置を講ずる。

エ 県は、必要に応じて「油流出要綱」第2章第3節第3「流出油の影響の予測評価」により石川県流出油事故災害影響予測評価委員会を開催し、流出油の影響予測評価等を行う。

(4) 警察

ア ヘリコプター、船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行う。

イ 関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動に協力する。

5 消火活動

流出油等の海上火災発生時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 七尾海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市（消防機関）に協力を依頼する。

(2) 市（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、七尾海上保安部の消火活動に協力する。

6 避難措置

流出油等による火災又は爆発により市民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第3章第21節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

8 自衛隊の災害派遣

油流出事故災害時における自衛隊の災害派遣要請については、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによるもののほか、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 第九管区海上保安本部長等法令で定める者は、流出油の規模や収集した被害情報から判断して、必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(2) 第九管区海上保安本部長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

9 広域応援要請

市及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

10 危険物関係施設管理者等の協力

危険物関係施設管理者等は、関係機関から要請があった場合には、保有する諸資機材を持って協力する。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、一般災害対策編第3章第30節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

第2章 航空災害対策計画

第1節 基本方針

総務部、企画振興部、福祉環境部

市は、能登空港及び空港周辺域（能登空港の標点から半径約9kmの円内。以下同じ。）並びにその他の市の地域において、航空機の墜落等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防及び応急対策を実施する。

なお、空港管理者は、これによるほか防災関係機関との相互の連携を強化するため、国際民間航空条約第14付属書に準じた空港緊急計画を策定するものとする。

計画の体系



第2節 災害予防対策

大阪航空局中部空港事務所システム運用管理センター、能登空港管理事務所、航空運送事業者

関係機関は、それぞれ相互に協力し、航空災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

◎ 実施事項

1 大阪航空局能登・航空路監視レーダー事務所、能登空港管理事務所

- (1) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡等を行うための体制を整備する。
- (3) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (6) 災害時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (7) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について、周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 航空運送事業者

- (1) 航空交通の安全に関する各種情報を活用し、航空災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について、周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3節 災害応急対策

総務部、企画振興部、健康福祉部、七尾海上保安部
 大阪航空局中部空港事務所システム運用管理センター
 能登空港管理事務所、輪島警察署、消防機関、航空運送事業者

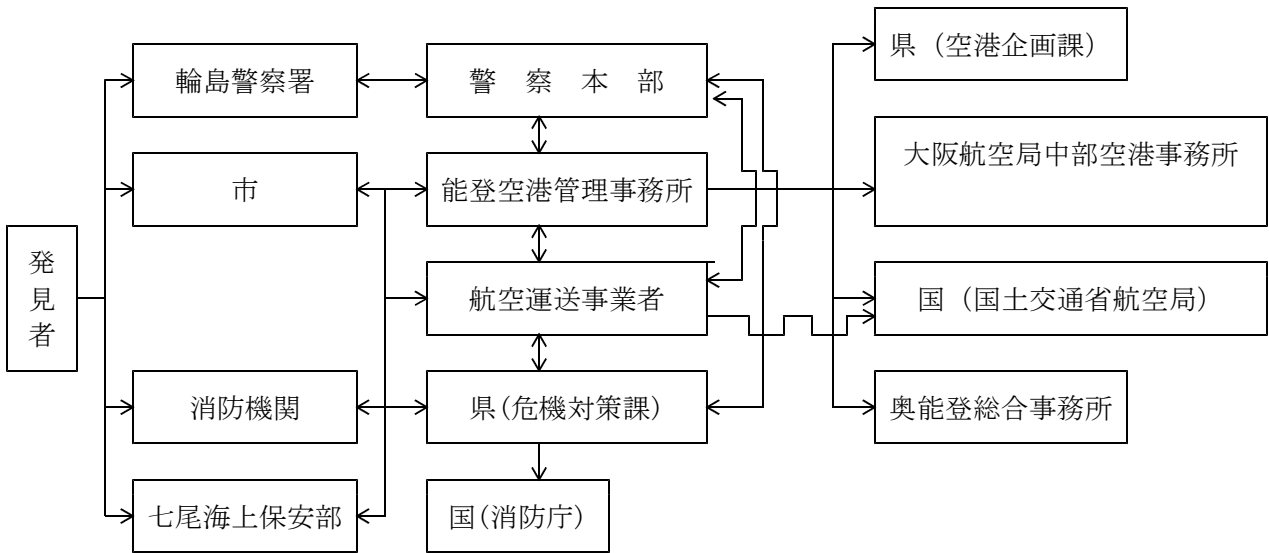
1 情報通信

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集、通信等は、次により実施する。

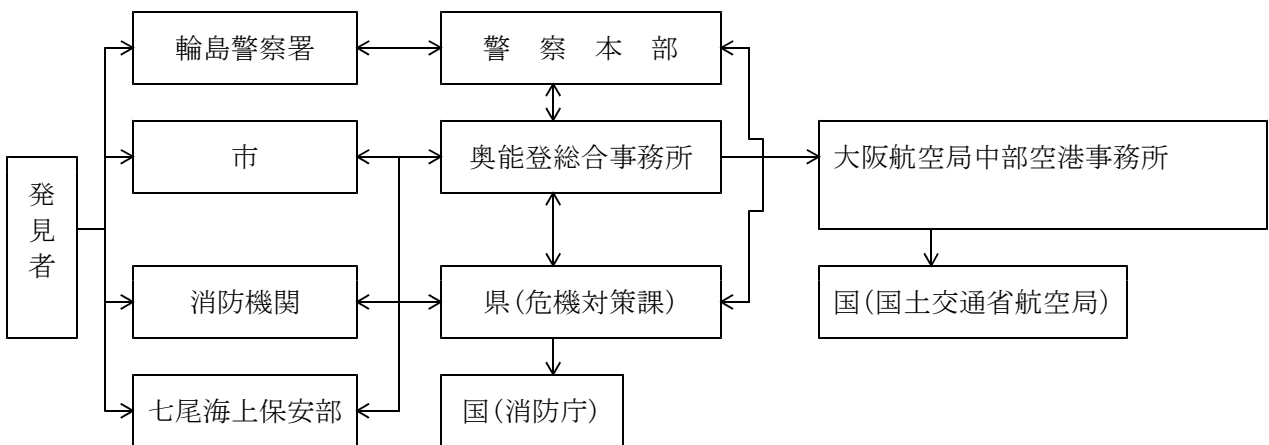
(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

能登空港・能登空港周辺域で発生した場合及びその他の市の区域で発生した能登空港定期便による事故の場合



上記以外の場合



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市は、能登空港管理事務所内に設置される緊急事態調整本部に職員を派遣し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。
- ウ 災害発生場所については、能登空港グリッド・マップ及び能登空港周辺グリッド・マップを活用する。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第6節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

大阪航空局中部空港事務所、能登空港管理事務所、運送事業者、県、輪島警察署、市（消防機関）、七尾海上保安部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な情報

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場所は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場所は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 搜索活動

市は、消防機関等と相互に連携して、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して搜索活動を行う。

5 救助・救急活動

航空災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

各関係機関は、乗客等の救助を要する場合は、協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して、迅速に救助活動を実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項（市、消防機関）

死傷者が発生した場合は、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 消火活動

航空災害時における消防機関の消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 大阪航空局中部空港事務所、能登空港管理事務所

ア 空港内及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、能登空港消火救難協力隊と協力し、消火活動を実施する。

イ 消防機関と連携協力して、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を迅速に実施する。

イ 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索、遺体の収容等

市は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

空港周辺域における遺体収容所は、市空港交流センター2階部分を充てる。

9 交通規制

警察等各関係機関は、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

10 防疫、災害廃棄物等の処理

航空災害時における防疫、災害廃棄物等の処理は、次により実施する。

(1) 実施機関

市、県

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、一般災害対策編第3章第28節「防疫、保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。

また、同第31節「災害廃棄物等の処理」の定めるところにより、災害廃棄物の処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊の災害派遣

航空災害時における自衛隊の派遣要請については、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

12 広域応援要請

市は及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

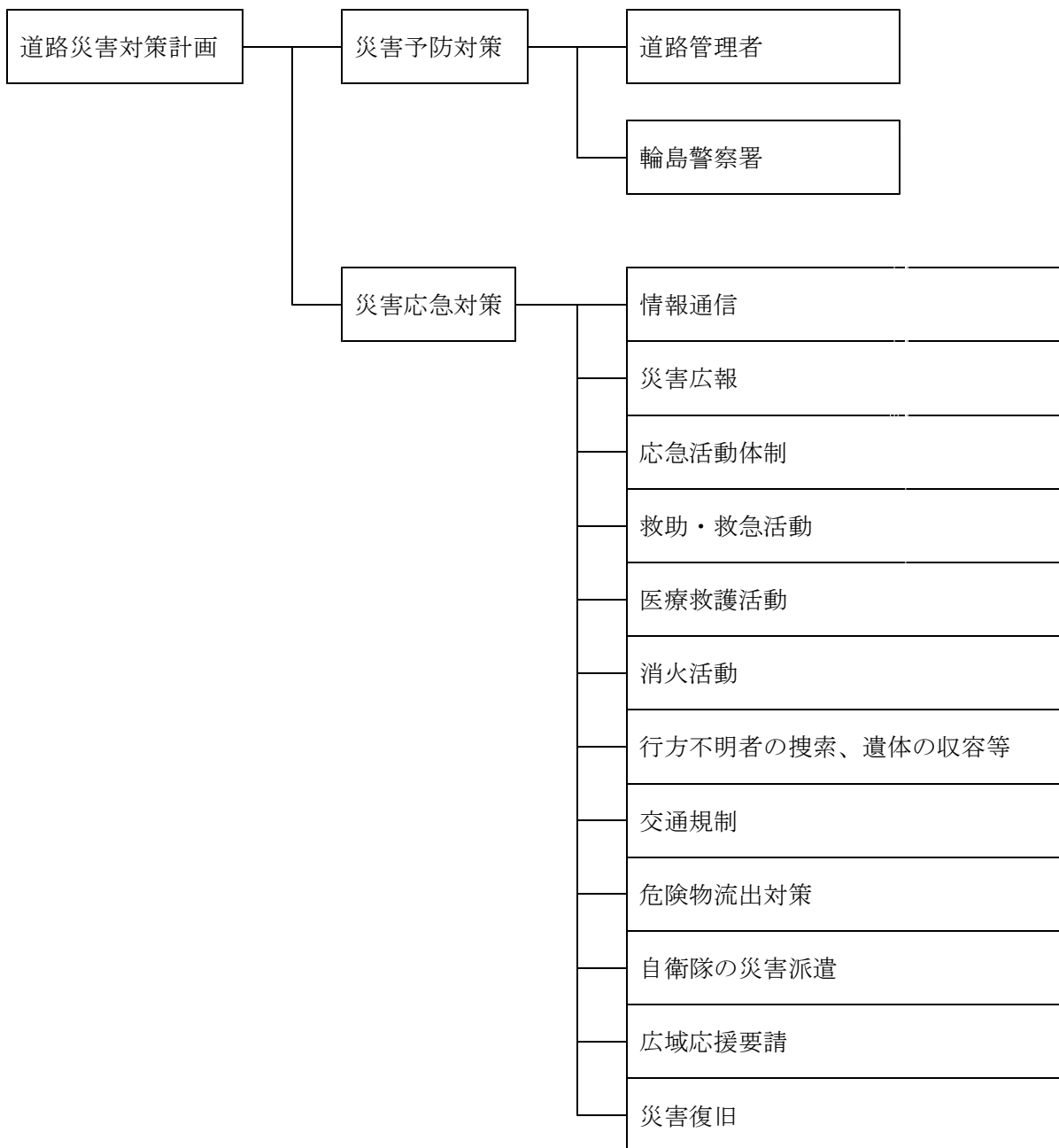
第3章 道路災害対策計画

第1節 基本方針

総務部、建設部、産業部、輪島警察署

道路構築物等の被災における車両の衝突事故により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

総務部、建設部、産業部、輪島警察署

関係機関は、それぞれ相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

◎ 実施事項

1 道路管理者

- (1) トンネルや橋りょう等の道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、気象の予・警報等の情報の収集及び連絡体制の整備を図り、迅速に異常を発見して速やかな応急対策を実施する。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 道路施設の安全確保のために必要な体制の整備を図り、安全性の高い道路整備を計画的に実施する。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (6) 災害発生時に施設及び設備の被害状況を迅速に把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及及び啓発を行う。
- (8) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 警察

- (1) 道路の安全のための情報収集に努め、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、通行の禁止等の措置を行い、道路利用者にも周知する。
- (2) 被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施する等の必要な措置を講ずる。

第3節 災害応急対策

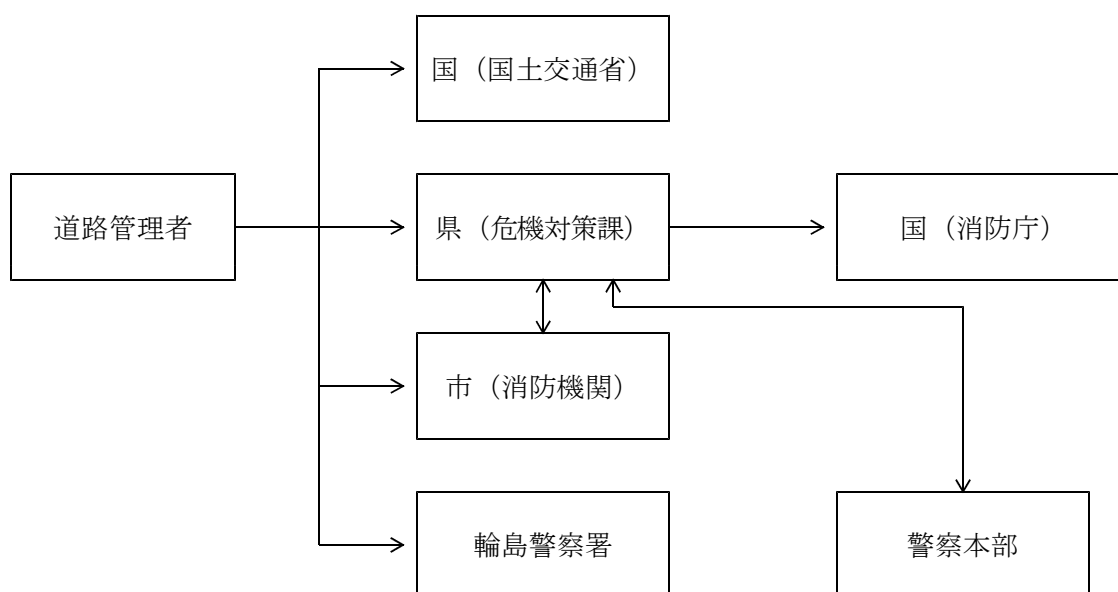
総務部、健康福祉部、建設部、産業部、輪島警察署、消防機関

1 情報通信

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、情報収集に努めとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、県、警察、市（消防機関）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者、地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用、広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 道路等の復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な対応対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

道路管理者は、関係機関による救助・救急活動が円滑に行われるよう可能な限り協力する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

死傷者が発生した場合は、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

また、道庁管理者は、関係機関による迅速かつ的確な医療救護活動が行われるよう可能な限り協力する。

6 消火活動

道路災害時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消防活動が行われるよう可能な限り協力する。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索、遺体の収容等

市等各関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同章第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 警察

道路災害発生地に通じる道路、周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のための必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保を図るため、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、事故災害対策編第4章「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、次のとおり道路等の災害復旧に努める。

◎ 実施事項

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

第4章 危険物等災害対策計画

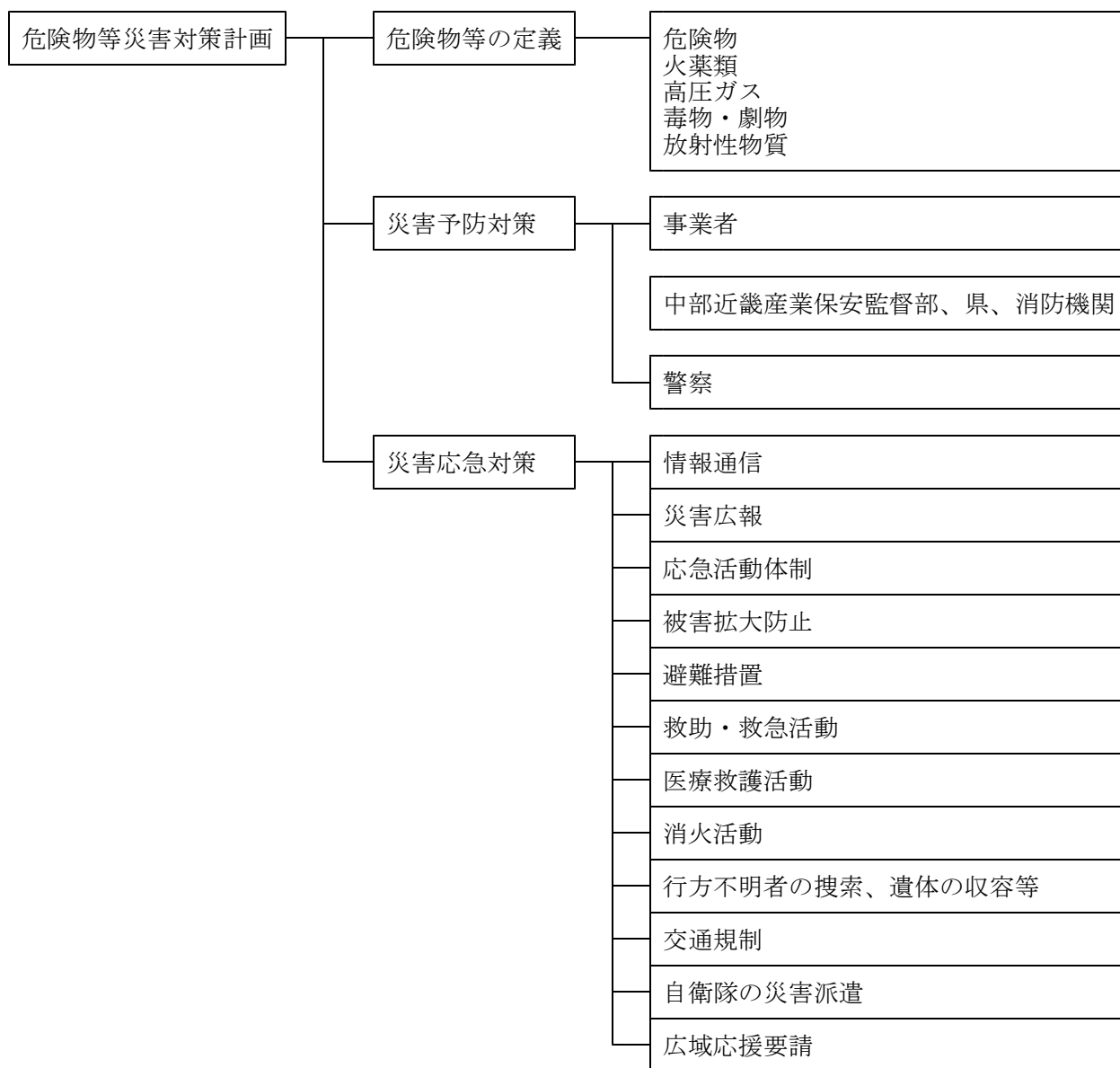
第1節 基本方針

総務部、福祉環境部、輪島警察署、消防機関

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防及び応急対策を実施する。

なお、海上への石油類等の流出等による災害対策については事故災害対策編第1章「海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、原子力災害対策編の定めるところにより実施する。

計画の体系



第2節 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〈例〉石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〈例〉火薬、爆薬、火工品等

3 高压ガス

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

〈例〉液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素等

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〈例〉毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウム等

劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸等

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質及び核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等により規定されている。

第3節 災害予防対策

総務部、輪島警察署、消防機関、事業者

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵又は取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。

1 危険物災害予防

(1) 事業者

消防法に定める設備基準及び保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 県、消防機関

ア 消防法の規定に基づき保安検査又は立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 警察

必要に応じて危険物の保管状態及び自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

火薬取締法に定める設備基準及び保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 警察

ア 必要に応じて、立入検査を実施し、火薬類の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 必要と認められときは、県、中部近畿産業保安監督部等に対して、所要の措置を講ずるよう要請する。

ウ 火薬類運搬の届出があった場合は、災害の発生防止、公共の安全維持のために必要があるときは、運搬日時、通路、方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする。

エ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに県に通報する。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保安管理、防火管理者等による自主防災組織体制の確立等について、適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準及び保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 警察

ア 必要に応じて立入検査を実施し、高圧ガスの保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 必要と認められるときは、県、中部近畿産業保安監督部等に対して、所要の措置を講ずるよう要請する。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに県に通報する。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準及び保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 警察

公共の安全と危害予防の観点から、毒物・劇物の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める施設基準及び保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選出等による自主保安体制及び災害発生時の応急措置を実施するための自主防災体制の確立を図る。

(2) 警察

ア 公共の安全と危害予防の観点から、放射性物質の保管状態等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又はそれに汚染された物を運搬する旨の届出があった場合は、災害の発生防止又は公共の安全確保のために必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をするなど、運搬による災害発生防止を図る。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

第4節 災害応急対策

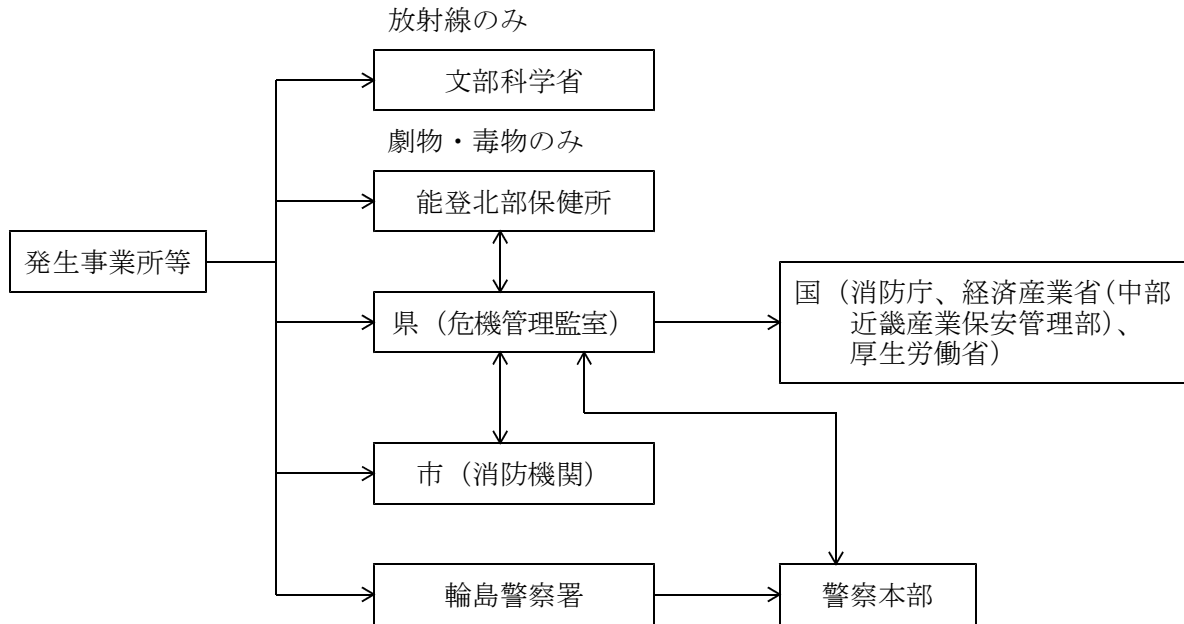
総務部、健康福祉部、輪島警察署、消防機関、事業者

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



ア 危険物の流出等の事故が発生したときは、事業者は、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。

イ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき及び災害が発生したときは、事業者は、直ちに県、警察及び消防機関等に届け出る。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったときは、事業者は、直ちに県、警察及び消防機関等に届け出る。

エ 毒物・劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、事業者は、直ちにその旨を保健所、警察及び消防機関等に届け出る。

オ 放射線障害のおそれがあるとき、又は放射線障害が発生したときは、事業者は、法令で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省、県、警察及び市等へ通報する。

(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者、県、警察、市（消防機関）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状等人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項について広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状等人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により災害対策を実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ的確な応急点検、除去及び回収の応急措置等を講ずる。

特に放射性物質災害時については、次のとおり対策を講じるものとする。

ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。

イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県、警察等の指示に従う。

(2) 県、警察、消防機関、道路管理者

危険物等の流出及び拡散の防止、環境モニタリング等を実施するとともに、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対策を講ずる。

5 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第21節の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

危険物等災害時における救急・救助活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 消火活動

危険物等災害時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなど、消火活動に努める。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消火活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

9 行方不明者の搜索、遺体の収容等

市等関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同章第18節「行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容等を実施する。

10 交通規制

危険物等災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

11 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県を通じて、自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

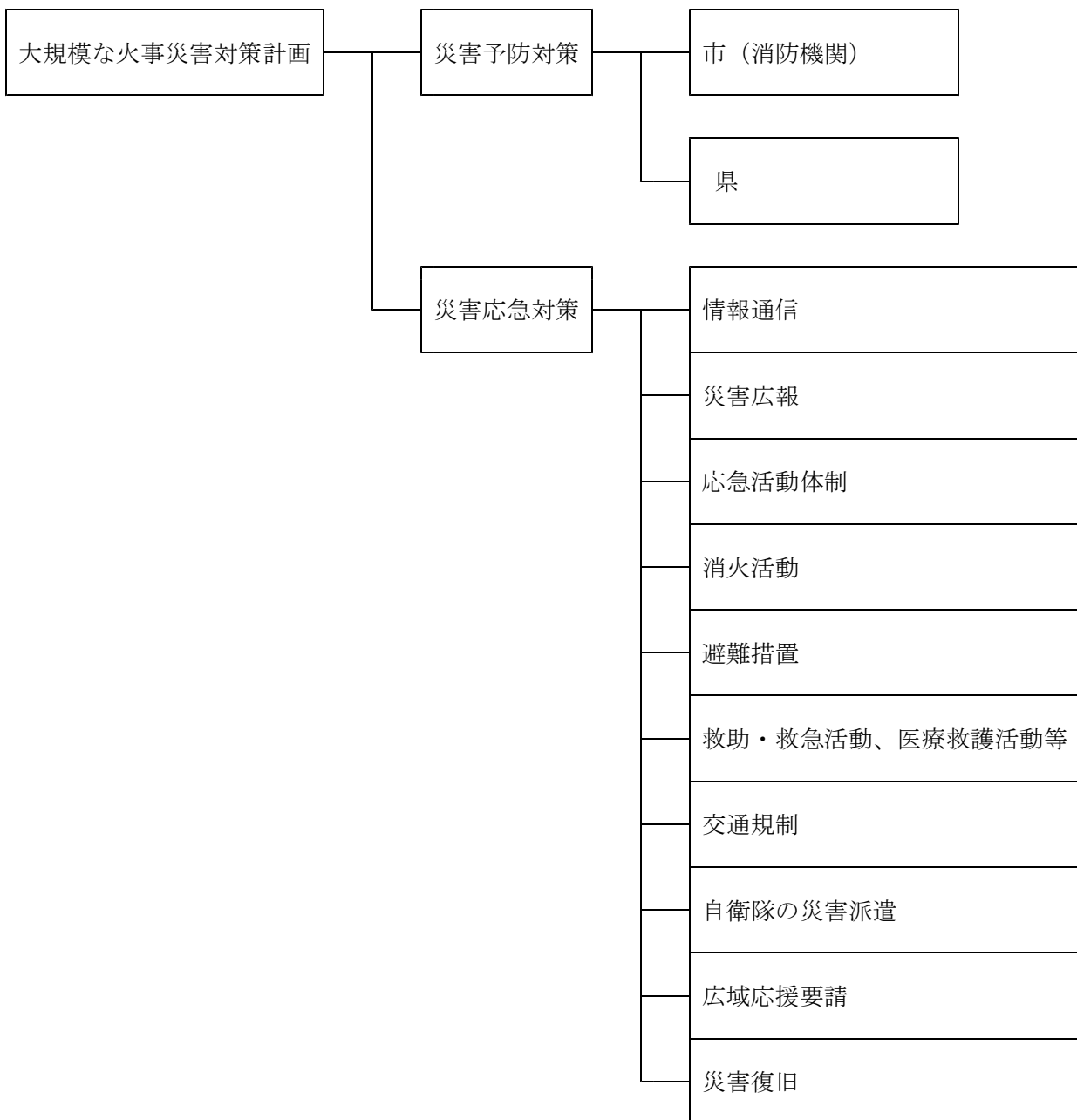
第5章 大規模な火事災害対策計画

第1節 基本方針

総務部、建設部、消防機関

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防及び応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

総務部、建設部、消防機関

関係機関は、それぞれ相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

◎ 実施事項

1 市、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

公共施設等建築物の耐震及び不燃化並びに空き地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等に対して、消防法に基づくスプリンクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適正な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 火災予防運動、防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、住民の防火思想の高揚を図る。

イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者対策に対して適切な援助を行うとともに、地域における支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的な火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備えて、防火水槽を配備するとともに、海水又は河川水の活用等により、消防水利の確保と多様化に努める。

(8) 消防体制の整備

消防団員の非常招集体制の整備、消火部隊の編成及び適切な運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段の確保等に努める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と連携して実践的な消火及び救出・救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、訓練終了後には評価を行い、必要に応じて体制の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、消防法第22条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であるときは、必要に応じて火災警報を発する。

第3節 災害応急対策

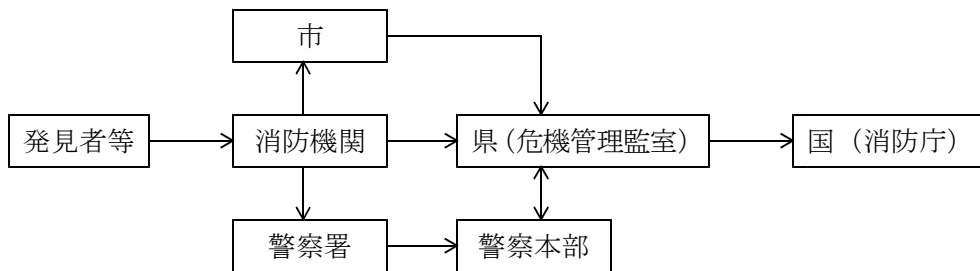
総務部、健康福祉部、建設部、輪島警察署、消防機関

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

県、警察、市（消防機関）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対し次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (7) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ロ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所及び避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所及び地域を優先しながら消火活動を実施する。
- (3) 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。
- (4) 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第21節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動、医療救護活動等

市等関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。

また、同章第18節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容等を実施する。

7 交通規制

警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保を図るため、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

9 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。

10 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合は、市及び県は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、一般災害対策編第4章「復旧・復興計画」の定めるところにより、災害復旧を迅速かつ円滑に進める。

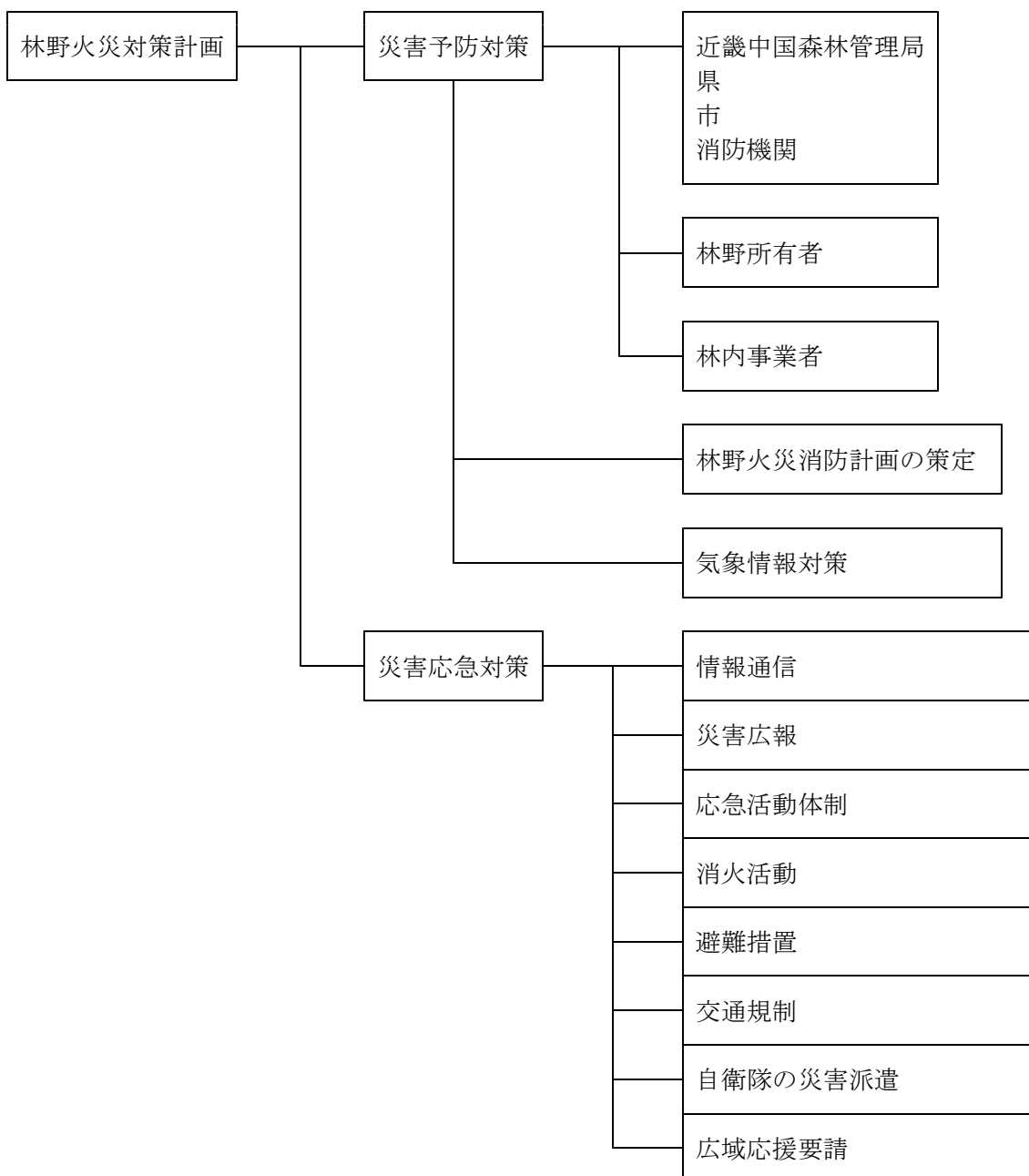
第6章 林野火災対策計画

第1節 基本方針

総務部、産業部、消防機関

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防及び応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

総務部、産業部、金沢地方気象台、消防機関、林野所有者
林内事業者、バス等輸送業者

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、国、県、市及び関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を講ずる。

1 実施事項

(1) 近畿中国森林管理局、県、市（消防機関）

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策は、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- (イ) 入山の許可、届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- (エ) 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- (ア) 消防長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れの跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 林野所有者

自己所有の林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 防火線及び防火樹帯の設置
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ウ 自己所有の林野への入山者に対する防火啓発
- エ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化
- オ 無断入山者に対する指導
- カ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において森林施業、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任及び事業区分内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合は、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定にあたっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

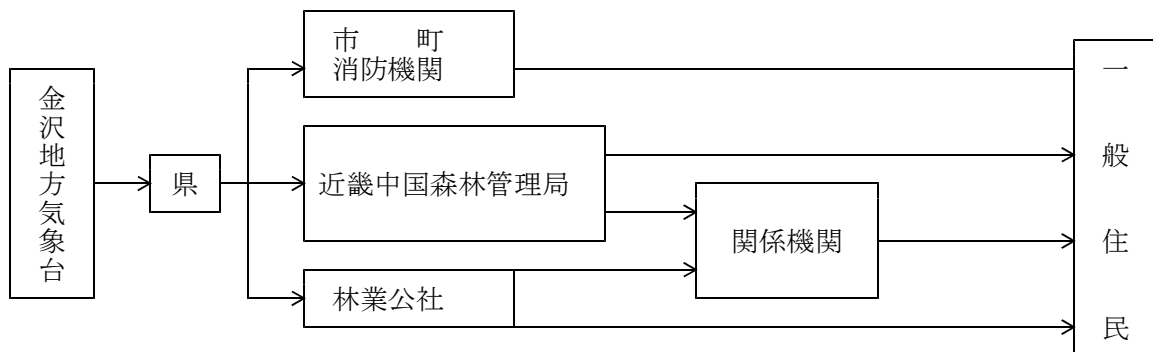
林野火災の発生及び広域化は、気象条件がきわめて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町や各消防本部に伝達される。通報基準は、一般災害対策編第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」のとおりとする。

(2) 伝達系統

伝達系統は、次のとおりとする。



ア 県、市

(ア) 通報を受けた県は、通報内容、とるべき予防対策等を市、消防機関、出先機関等へ通報する。

(イ) 市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めたときは、火災警報を発するとともに一般住民に周知徹底を図る。

イ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、一般住民への周知徹底を図る。

第3節 災害応急対策

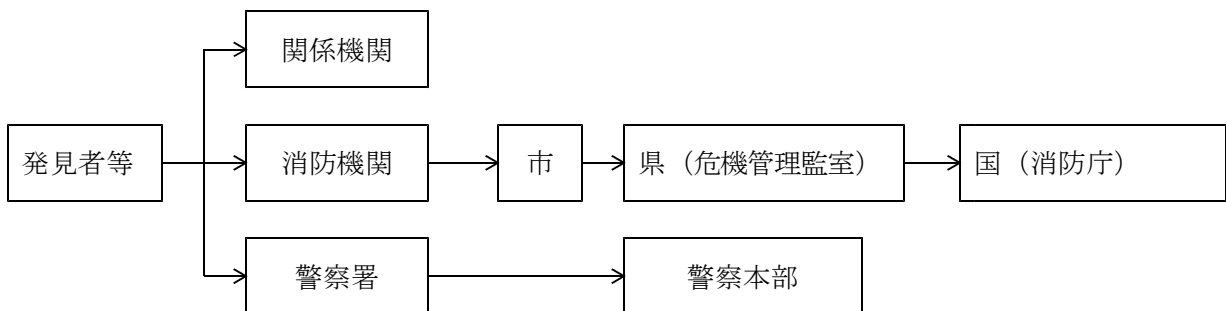
総務部、健康福祉部、産業部、輪島警察署、消防機関事業者

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集、通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡体系

情報通信連絡体系は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第8節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

森林管理局、県、警察、市、(消防機関)

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対し次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。このため、消防機関の長は、必要に応じ自衛隊、県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。

5 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、本編第3章第21節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保を図るため、一般災害対策編第3章第17節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第10節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 広域応援要請

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、県、他の市町村、消防機関等に対して応援を要請する。